

**さいたま市告示第1307号**

熊本地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

平成28年9月23日

さいたま市長 清水 勇 人

平成28年4月27日付さいたま市告示第624号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日は、その期限が平成28年4月14日から平成28年10月28日までの間に到来するもの（法人の市民税及び市たばこ税に係るものを除く。）について、平成28年10月31日とする。ただし、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税に係る納期限については平成28年11月10日とし、平成28年度分の固定資産税及び都市計画税の第2期納期限については平成28年11月30日とし、平成28年度分の個人の市民税の第2期納期限については平成29年1月31日とする。